

名古屋市告示第105号

身体障害者福祉法による医師の指定辞退

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定に基づき、次のように身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師の指定を辞退する旨の申出がありました。

令和8年3月19日

名古屋市長 広 沢 一 郎

主 な 診 断 場 所	医 師 氏 名	診 断 障 害 別
名古屋市立大学病院 (瑞穂区)	加藤 亜紀	視覚障害
医療法人名古屋澄心会名古屋 ハートセンター (東区)	今村 有佑	心臓機能障害

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課